

茨城県在宅医療就労支度金補助事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、在宅医療就労支度金補助事業実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、本事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象とする経費については、以下のとおりとする。

- (1) 県内の民間の賃貸住居であって、申請者本人が賃貸契約を交わしている自己の居住用住宅の家賃
- (2) 上記住宅において使用する生活家電
- (3) 訪問診療に必要な物品

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条の補助対象経費の合計に補助率1/2を掛けた金額と100万円以内とを比較して少ない方の額を選定する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、茨城県在宅医療就労支度金補助事業費補助金交付要項（以下「交付要項」という。）における様式第1号申請書を次に掲げる書類を添えて、知事が指示する日までに提出しなければならない。

- (1) 実施要項における補助金の交付対象者に該当することを証する書類（別添1）
- (2) 履歴書（過去の勤務先、所属期間を含む）
- (3) 医師免許証の写し
- (4) 事業計画書（別添2）

(変更申請)

第5条 申請者は、補助内容に変更が生じ、補助金の変更交付を申請する場合には、様式2号変更申請書に關係書類を添えて、知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められる場合、申請者に対し、様式第3号決定通知書により通知するものとする。また、予算の範囲を超える申請があった場合は、勤務先が実施要項第2条第1項アからウの順に優先する。勤務する医療機関が同様の場合、当該医療機関に従事する前の常勤の勤務先が県外であるもの、1月あたりの在宅患者訪問診療料の算定回数が多い申請者を優先する。

(申請の取下げ期間)

第7条 第2条の交付申請を取り下げる場合、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に知事に対し申し立てるものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 第6条の交付決定を受けた者は、交付請求書様式第4号交付申請書に当該医療機関での勤務を証する書類(別添3)と茨城県在宅医療就労支度金補助事業報告書(別添4)を添えて、請求するものとする。

(補助金の取消し等)

第9条 知事は、次の各号いずれかに該当する場合は、対象者に対し補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 実施要項及び交付要項に違反した場合
- (2) 虚偽の申請により支度金の交付を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が不適切であると認める場合

2 知事は、前項の規定により、支援金の交付の決定を取り消したときは、様式第5号決定取消通知書により、対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関して既に補助金が交付されているときは、様式第6号取消分返還通知書により、対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、様式第7号実績報告書により勤務を開始した日から1年間、四半期ごとに訪問診療等の実績について知事に報告するものとする。

2 知事は、必要に応じて申請者やその勤務する医療機関に対して勤務状況の確認を行うものとする。

付則

この要項は、令和6年3月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。